

# 守口市ディスポーザ排水処理システム取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、守口市下水道条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第7号のディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）を守口市下水道条例（以下「条例」という。）第4条の確認申請にあたり必要な事項を定め、システムの適切な設置及び維持管理を図ることを目的とする。

## 2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ 生ゴミを破砕する部位をいう。
- (2) 排水処理部 ディスポーザにより破砕された生ゴミを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位をいう。
- (3) システム ディスポーザと排水処理部の二つの部位で構成され、ディスポーザ排水と台所排水を排水処理部で処理するシステム、(社)日本下水道協会(以下「協会」という。)が作成した、ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)平成25年3月(以下「性能基準(案)」という。)に基づき基準に適合している適合評価を受けたものをいう。
- (4) 使用者 システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいい、戸建て住宅の所有者若しくは占有者又は共同住宅の管理組合等をいう。
- (5) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用排管で排水処理槽(排水処理部)へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (6) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置(排水処理部)によって固形物(以下「乾燥ごみ等」という。)と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (7) 維持管理業者 使用者と維持管理契約を交わしたシステムを維持管理するものをいう。
- (8) 規格適合評価書 協会が作成した性能基準(案)による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。
- (9) 認証書 協会が作成した性能基準(案)による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

- (10) 適合評価書 協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」に適合することを示す文書をいう。

### 3 設置基準

- (1) 設置するシステムは、協会の定める性能基準（案）による規格適合評価及び製品認証を受けたもの。ただし、機械処理タイプについては、協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」による適合評価書を受けたもの。
- (2) 前項において、既に当該システムに係る計画の確認において守口市下水道管理者が設置を認めたもの。
- (3) システムの設置工事者（以下「設置者」という。）は、守口市排水設備指定工事店でなくてはならない。
- (4) システムの設置は、システムが正常に機能するよう適切かつ的確に行わなければならない。

### 4 書類の提出

システムの設置者は、条例第 5 条及び規則第 4 条に規定する排水設備計画確認申請書の提出時に、本要領 7 のシステムに関する書類を提出しなければならない。

### 5 維持管理に関する要請

使用者及び維持管理業者に対しては、維持管理に当たり、次の各号に定める事項を遵守するよう求めるものとする。

- (1) 7（2）に掲げるディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書のウ 維持管理等に基づき維持管理を適切に行うこと。
- (2) 使用者は、設置したシステムについての維持管理に関する資料等を 3 年間保管しなければならない。なお、下水道管理者がシステムが適正に維持管理されていることを確認するため、当該資料の提出を求めたときは、速やかに提出するとともに、立入調査にも応じること。
- (3) システムの排水処理部から引き抜いた汚泥又は排出された乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処理すること。
- (4) システム使用に当たり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに下水道管理者に報告しその指示に従わなければならない。
- (5) システムの維持管理内容に変更が生じた場合は、その変更内容について書類を提出すること。
- (6) システムを廃止する場合においては、廃止届の提出を行うとともに排水処理部及び破碎部を撤去すること。

## 6 使用者の地位の承継

システムを有する建築物の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった時は、当該建築物等の譲渡等を受けた者がシステムの適切な維持管理を行う地位を承継するものとする。

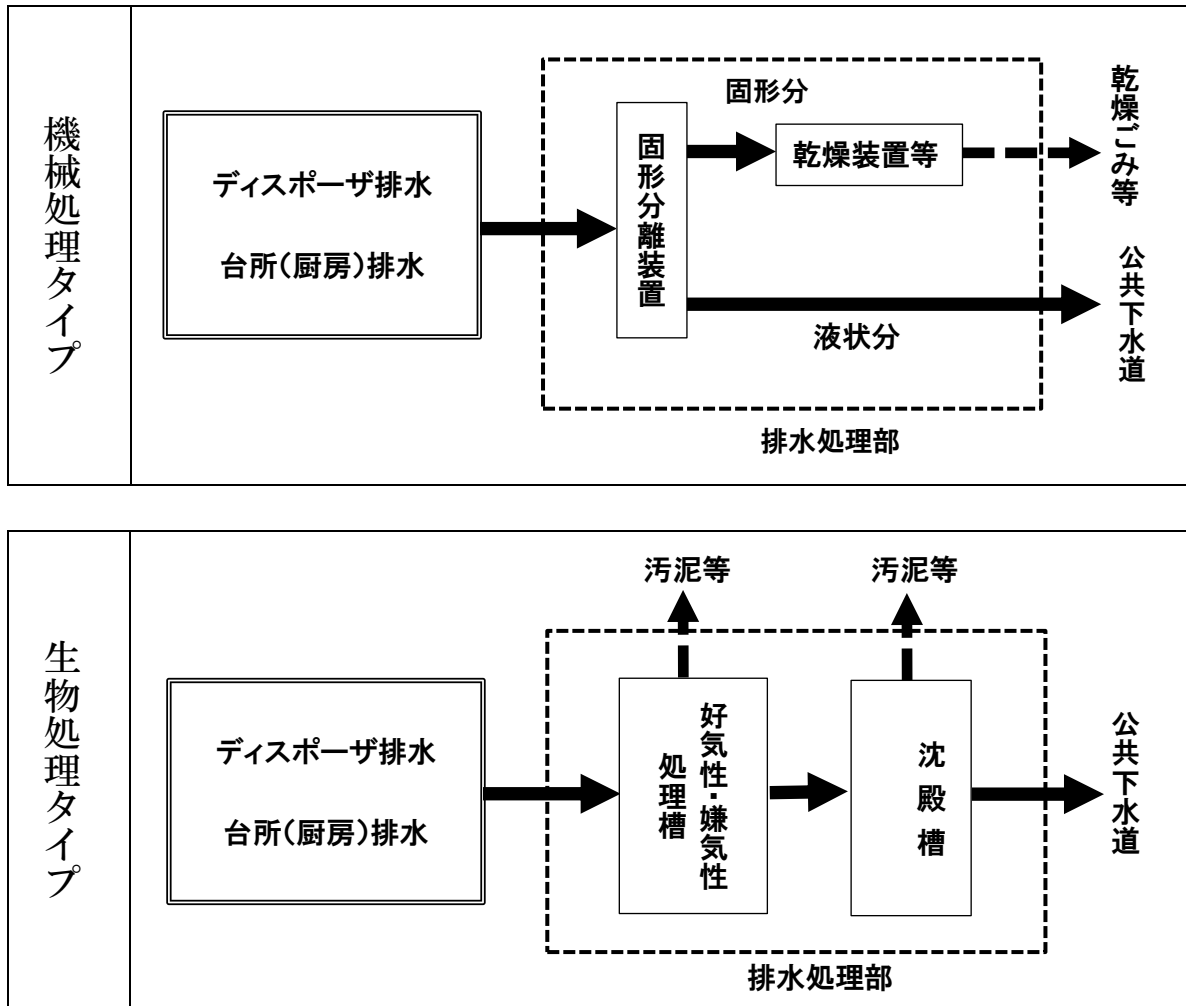
- (2) 前項の規定により使用者の義務を承継する者は、下水道管理者の指示により承継の届出を行わなければならない。

## 7 システムに関する書類

設置者が提出するシステムに関する書類は以下のとおりとし、排水設備計画確認申請書に併せ、各2部提出するものとする。

- (1) 協会による規格適合評価書（写）又は適合評価書 及び製品認証書（写）
- (2) ディスポーザ排水処理システムの新設・変更届出書（一般事項）（様式第1号）（システムの仕様・維持管理等）（様式第1号）
- (3) 維持管理業務委託契約書（写）、ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確認書（様式第2号）
- (4) 使用者承継確認書（様式第3号）
- (5) 使用者届出書（様式第4号）
- (6) 使用廃止・申請取消届（様式第5号）
- (7) システムの構造及び保守点検に関する図面及び資料
  - ア 施設の概要
    - システムのフロー
  - イ 排水処理槽容量の算定
  - ウ 構造図
    - ・ 排水系統図（台所排水系とそれ以外の排水系統が色別表示されているもの。
    - ・ 排水処理槽の平面図及び断面図（フロー図にある各槽の名称、及び寸法が明記されているもの。）
  - エ 保守点検に関するもの

【 ディスポーザ排水処理システム概要図 】



【日本下水道協会下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）P.6】

附 則

この要領は、平成29年 1月 1日から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

## ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書

守口市長 様

届出者（設置者） 住 所  
氏 名  
電 話

守口市ディスポーザ排水処理システム取扱要領の規定により届け出します。

### 一 般 事 項

設置場所		※受付番号	第 号
使用者名		※受付日	年 月 日
一 般 事 項	① システムの名称等	評価（認定）月日： 令和 年 月 日 評価（認定）番号： システム名称： 評価（認定）メーカー： メーカーの担当者： 連絡先：	
	② ディスポーザ設置数量	ディスポーザ・排水配管部・排水処理部一体型 _____ 個	
	③ 施工者（守口市排水設備指定工事店） 排水設備計画確認申請書を提出する者	所在地： 工事店名： 指定番号： 連絡先：	
	④ 工 程	着工予定日： 年 月 日 完了予定日： 年 月 日 使用開始（入居）予定日： 年 月 日	
	⑤ 施工業者	所在地： 施工業者名： 連絡先：	
	⑥ 維持管理業者	所在地： 維持管理業者名： 連絡先：	
	⑦ 連絡体制（連絡先・担当等）		
	⑧ 排水設備設計図（排水計画平面図等）		

その他届出書に必要な添付書類

- 1 (公益社団法人)日本下水道協会による規格適合評価書(写)又は適合評価書及び製品認証書(写)
- 2 維持管理業務委託契約書(写)
- 3 維持管理業務委託契約確認書(様式第2号)
- 4 システムの構造及び保守点検に関する図面及び資料
- 5 その他(市が提出を求めるもの)

システムの仕様・維持管理等

イ シ ス テ ム の 仕 様	ディスポーザ		型式 製造 品番
			構造 別紙の通り
	排水処理部		設計人員 人 計画生ゴミ量 kg/日 計画汚水量 m <sup>3</sup> /日
			構造 別紙のとおり
	算定根拠		別紙の通り
	処理水質		BOD mg/ℓ未満 SS mg/ℓ未満 n-ヘキサン mg/ℓ以下
ウ 維 持 管 理 等	ディスポーザ		点検頻度
	排水処理部		定期点検の頻度 水質検査の頻度 配管内の点検頻度 清掃頻度
	点検項目	ディスポーザ	別紙のとおり
		排水処理部	別紙のとおり
	点検記録表		別紙のとおり
※ 備 考			

備 考

- 1 添付書類の記載については、別紙によることとし、かつ、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 4 維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。
- 5 市長（下水道管理者）から維持管理に関する報告を求められた場合は、その資料を提出する。

(様式第2号)

年 月 日

## 維持管理業務委託契約確約書

守口市長 様

申請者（設置者） 住 所  
社 名  
氏 名 (※)  
電 話

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きをしない場合は、記名押印して下さい。

今回、ディスポーザ排水処理システムを設置しますが、現在その使用者が確定しておりません。

使用者が確定したときは、使用者に対し当該システムに係る維持管理義務について説明し、その理解を得たうえで、メーカー指定の維持管理業者と維持管理委託契約を締結していただき、その写しを守口市に提出することについて承知いただくことを確約します。

### 記

1 設置場所 守口市 \_\_\_\_\_

2 名称・戸数 \_\_\_\_\_

3 用途 集合住宅・戸建住宅用・業務用・その他  
(該当するものを○で囲んでください)

4 設置するシステム

システムの名称 \_\_\_\_\_

認定・認証日 年 月 日

認定の番号又は適合番号 \_\_\_\_\_

構造・性能・設置計画 別紙添付図書のとおり

(様式第3号)

年 月 日

## 使用者承継確約書

守口市長 様

申請者（設置者） 住 所  
社 名  
氏 名 (※)  
電 話

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人（代表者）が手書きをしない場合は、記名押印して下さい。

下記のとおり、ディスポーザ排水処理システムを設置しますが、使用者がシステムを有する建築物の譲渡を行う場合は、当該譲渡等を受けた新しい使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであることを周知していただくことを確約いたします。

### 記

1 設置場所 守口市 \_\_\_\_\_

2 名称・戸数 \_\_\_\_\_

3 用途 集合住宅・戸建住宅用・業務用・その他  
(該当するものを○で囲んでください)

4 設置するシステム

システムの名称 \_\_\_\_\_

認定・認証日 年 月 日

認定の番号又は適合番号 \_\_\_\_\_

構造・性能・設置計画 別紙添付図書のとおり



(様式第4号)

年 月 日

## 使 用 者 届 出 書

守口市長 様

申請者（設置者） 住 所  
社 名  
氏 名  
電 話

下記のとおり、ディスポーザ排水処理システムを設置することについて、下記のとおり届け出します。

### 記

1 設置場所 守口市

2 名称・戸数 \_\_\_\_\_

3 用 途 集合住宅・戸建住宅用・業務用・その他  
(該当するものを○で囲んでください)

4 設置するシステム

システムの名称 \_\_\_\_\_

認定・認証日 年 月 日

認定の番号又は適合番号 \_\_\_\_\_

構造・性能・設置計画 別紙添付図書のとおり

(様式第5号)

年 月 日

## 使用廃止・申請取消届

守口市長 様

申請者（設置者） 住 所  
社 名  
氏 名  
電 話

下記のとおり、ディスポーザ排水処理システムの使用廃止・申請取消について、下記のとおり届け出します。

### 記

1 設置場所 守口市 \_\_\_\_\_

2 名称・戸数 \_\_\_\_\_

3 用 途 集合住宅・戸建住宅用・業務用・その他  
(該当するものを○で囲んでください)

4 設置システム

システムの名称 \_\_\_\_\_

認定・認証日 年 月 日

認定の番号又は適合番号 \_\_\_\_\_